

使用料の改定について

1 概要

平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、施設管理費等が増額となることから、受益者負担の原則から、施設使用料及び附属設備使用料について料金改定を行う。

また、市全体の方針として、増税分の増額のみとし、10円未満切捨の端数処理により価格設定を行い条例等の改正を行う。

※現行使用料等は、100円未満切捨の端数処理

施設使用料等の改定に伴い条例改正が必要であるため、平成25年12月議会に議案を上程予定。

2 改正対象条例等

(1) 長久手市文化の家条例の改正

施設使用料の改定

(2) 長久手市文化の家条例規則の改正附属設備使用料

附属設備使用料の改定